

船橋市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成29年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和元年12月3日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	松	寄	裕次
同	斉	藤	誠

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和元年7月1日現在)	今後の方針 (令和元年7月1日現在)
27	商工振興課 会計課	72	指摘	<p>根拠書類に日付を記載しない事業者に対しては、日付を記載するように指導すべきである。仮に日付が記載されないまま事業者が持参した場合、その場で日付を記載するよう指導し、事業者からの郵送により日付が記載されないまま受領した場合、日付を記載して再提出するよう指導する必要がある。</p> <p>また、他の地方公共団体では、ホームページで請求書等に日付を必ず記載するように要請している例もある。市においても、ホームページで記載例を提示するなどして対策を図るべきである。</p>	<p>平成30年6月1日に、本市宛てに請求書を作成する事業者を対象として、請求書の作成上の注意点及び記載例を船橋市ホームページに掲載し、請求日を記載するよう周知した。</p> <p>また、職員に対しても、ホームページへの掲載について周知したほか、平成30年8月8日に実施した「行政実務講座 財務会計事務(会計)」や令和元年5月23日に実施した「予算執行等に係る事務ミス防止研修会」において周知を図っている。(会計課)</p>	<p>左記のとおり措置済み。(会計課)</p>
28	商工振興課 契約課 会計課	75	指摘	<p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条によれば、事業者と支払期限について特段の定めを設けていない場合、支払期限は請求書を受領してから15日以内の日と定めたとみなされる。課内の事務手続上で15日以内に支払うことが困難な場合、特段の定めを設ける必要がある。特段の定めを設けたとしても、同法第6条に基づきその他の給付に対する対価には、支払請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。</p> <p>すべての案件について30日以内に支払われていたが、法に抵触している事実は変わらない。緊急中小企業経営対策事業は、30万円未満の契約であり、契約書を締結しないことがほとんどであるため、見積書や請求書等の書面に支払期限を明記させるなどの対応を図るべきである。</p>	<p>平成29年度に、支払時期について支払請求を受けた日から30日以内の日とするため、契約の際には支払の時期を明記した書面を必ず作成するよう、各所属長あてに通知及び部長会での説明を行った。</p> <p>また、30年度にも「会計事務の手引き」の改正、「行政実務講座 財務会計事務(会計)」での説明を行い、令和元年度も、「予算執行等に係る事務ミス防止研修会」において周知を図っている。(会計課)</p>	<p>左記のとおり措置済み。(会計課)</p>
53	農水産課	116	指摘	<p>小規模土地改良事業について、船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱では「整備及び補修」に対して補助するとあり、ポンプの「撤去」に対して補助をする根拠がない。</p> <p>小規模土地改良事業について、今後も同様の要望が出てくる可能性があるため、その事態に備えて、ポンプ等の撤去に対して助成を行うのであれば、その旨が分かるように要綱を整備すべきである。</p>	<p>ポンプの撤去については、ポンプの配置を効率的に整備するため一部を撤去する等、補助の目的である農業経営の安定に資すると判断できる場合には、集約的整備として捉え、補助金を交付してきたものである。しかしながら、要綱にその旨の明記はされていないことから、平成30年度事業実施分から実状に沿った内容となるよう、補助対象経費に「撤去」を明記する改正を行った。</p>	<p>左記のとおり措置済み。</p>